

入 所（園） 申 込 確 認 票

次の事項について確認のうえ、□にレ点をし、署名をお願いします。

- 2人以上の申込をする場合は、1児童につき1部の書類が必要です。
- 私立施設を希望される場合（第2希望以下含め）は、事前に見学を済ませてください。
- 入所希望児童のほかに0～5歳児の兄弟姉妹がおり、その児童が保育所等に入所しない場合は、その児童の保育状況について確認します。
- 出生前の児童についての申込はできません。
- 転入予定の児童・保護者で令和6年3月末日までにどちらも転入しなかった場合は入所できません。
- 勤務事情等により市外保育施設を申込する場合、取扱や申請期日が異なりますので、施設所在市町村へ問い合わせください。なお、市外施設を申込する場合、市内施設には申込できません。
- 育児休業から復帰する予定で4月入所（園）をされる場合は、遅くとも4月末日までには職場復帰するよう調整をお願いします。就労証明書の14.復職（予定）年月日に復帰予定日を必ず記入してもらってください。慣らし保育については、内定後、保育所等での面談時にご相談ください。
- 育児休業中で5月以降に復帰されるかたは、復帰月の前月にお申込ください（予約はできません）。
- 在園児で4月以降に認定区分を1号から2号に変更される場合、期日までに新規でお申込みください。
- 就労証明書で不明な点があれば、事業所に問い合わせることがあります。
- 正式に離婚が成立していない場合は配偶者の就労証明書等が必要となります。ただし、離婚調停中や裁判中のかたについては裁判所からの通知書等を提出することで省略することができます。
- 期日の時点で必要書類に不足・不備がある場合は、選考の対象にならないことや選考に影響することがあります。
- 申込内容が事実と違うことが判明した場合は、入所を取り消すことがあります。
- 申込時から家庭の状況が変わった場合（仕事が決まった、離婚した等）、すみやかに市役所保育課まで連絡してください。申込期日以降の変更については、選考の指数が減点となる場合（仕事を辞めた等）のみ選考に反映します。
- 転園希望で新規申込する場合、新規申込施設で内定が決定すると、現在通っている施設での次年度継続利用はできなくなります。
- 正式に離婚が成立し前配偶者と住所が別の場合、ひとり親として保育料等を算定します。また、ひとり親家庭のかたが児童扶養手当を受給していない場合、離婚受理証明書の提出が必要です。
- 同居の祖父母などがいて、保護者の総収入額が100万円に満たない場合は、祖父母などが家計の主宰者とみなされるため、祖父母などの収入により保育料等を決定します。（*3歳児以上は無償）
祖父母の扶養に入っている場合は、同居・保護者の収入に関係なく、祖父母も算定に含みます。
- 入所申込を行ったが、希望施設の内定にいたらなかった場合、保留通知を発行することができます。別途、発行依頼書に記入いただく必要がありますので、ご希望の方はお申し出ください。

以上、確認しました。

年 月 日 保護者氏名 _____